

島会乙第1645号
平成27年9月18日

保存期間	5年
------	----

各所属長 殿

島根県警察本部長

工場製作を伴う電気通信（一般）工事に係る最低制限価格の設定について
（通達）

島根県警察が発注する建設工事の最低制限価格については、建設工事に係る最低制限価格について（平成27年4月16日島会甲第747号。以下「通達」という。）により取り扱っているところであるが、工場製作を伴う電気通信（一般）工事に係る最低制限価格の設定について、平成27年9月18日以降に入札公告、指名通知を行う工事から下記のとおり適用することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 対象

交通安全施設工事のうち、交通信号機工事、交通情報板工事など、工場製作を伴うもの

2 設定理由

電気通信（一般）工事の「機器単体費」については、直接製作費、間接労務費、工場管理費、一般管理費等に区分し、最低制限価格を設定すべきであるが、これまでその区分をせず、その他の経費に計上して設定していた。そのため、本来より高い価格設定となっていたことから、「機器単体費」の区分の運用を定め、その区分により最低制限価格を設定することとした。

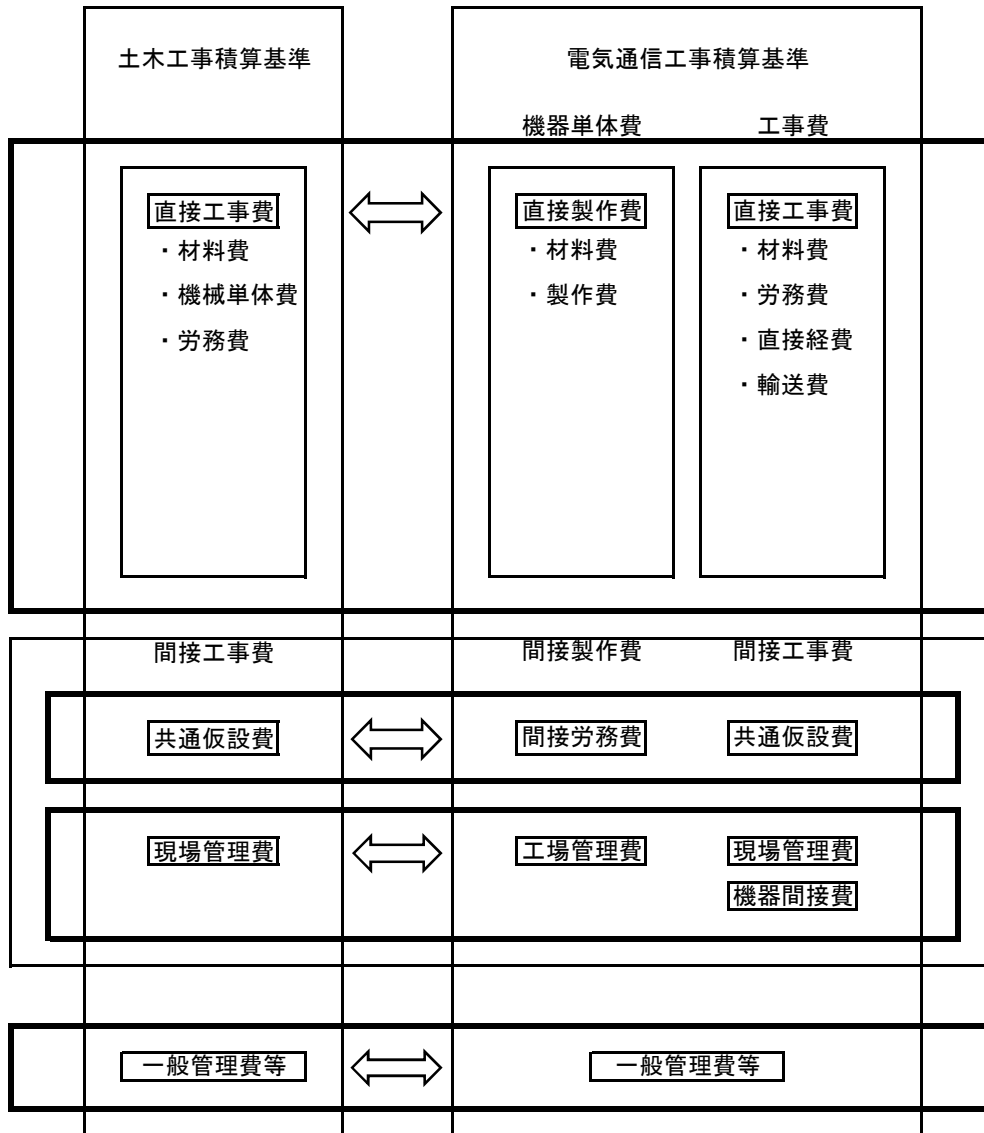
3 設定方法

「機器単体費」を、別記のとおり区分し、通達の2(1)により設定する。

4 留意事項

最低制限価格を設定する場合は、入札公告に最低制限価格の積算根拠規程を明記し、周知を図るものとする。

(別記)
電気通信(一般)工事における直接工事費等の取扱いは以下のとおりとする。



一般管理費

・施工にあたる企業の本支店において必要な経常費用(役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費等) 工事原価×率

共通仮設費

・間接工事費の一部で工事目的物を形として残さない間接的にかかわる費用(事業損失防止費、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費等)
直接工事費×率 + 積上げ

現場管理費

・間接工事費の一部で工事の施工において現場で必要となる工事管理を実施するのに必要な費用(労務管理費、安全訓練等費、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、通信交通費等) 純工事費×率

間接労務費

・工場製作にかかる間接費

工場管理費

・工場製作にかかる間接費

機器間接費

技術者間接費と機器管理費の合計

技術者間接費

・機器等の調整のために製作部門から派遣される技術者等に対する、製作部門にかかる経費(従業員給与手当、退職金、法定福利費等)
技術者(労務費)×率

機器管理費

・機器の調達、機器の施工現場での管理に係る経費(機器の施工現場における管理費、技術管理費、保険料等) 機器単体費×率

※見積等において、機器単体費が区分できない場合は、次のとおりとする。

- ・「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額とする。
- ・「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。
- ・「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額とする。
- ・機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。